

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

総合企画部市町村課

1 改正の趣旨

- 「住民に身近な事務は、住民に最も身近な市町村が、自ら考え自ら処理することが望ましい。」との考えのもと、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」に基づき、県から市町村への権限移譲を推進。
- 今回の改正は、権限を移譲する市町村の拡大を行うもの。

2 改正内容

条例で既に移譲対象となっている事務について、権限を移譲する市町村を拡大する。

(1)	事務の根拠法令	移譲する事務	移譲先
	自然公園法	国定公園に関する届出の受理等 5項目	高山市

※令和8年4月上旬に御嶽山県立自然公園が国定公園の指定を受ける見込みであり、同公園区域を有する高山市に国定公園の事務処理権限の一部を移譲するもの。

(2)	事務の根拠法令	移譲する事務	移譲先
	特定非営利活動促進法	NPO法人の設立認証等 27項目	海津市

3 施行日

- 2 (1) は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日
- 2 (2) は令和8年4月1日